

謝 意

第14条 外部支援者およびボランティアへの謝意等については、別に定める基準に基づき感謝状、礼金等を贈る。

会 計 報 告

会計報告

第15条 支援地域本部は、当該年度の収入および支出を明確にするために当該年度終了後に会計報告を行う。年度は4月1日から翌年3月31日とする。

会計監査

第16条 支援地域本部は会計監査員を若干名置き、会計監査を行うこととする。会計監査員は会計監査の結果を本部委員会および関係機関に報告する。